

会議録・平成27年9月14日第3回定例会（第6日）

1. 招集の年月日 平成27年8月27日
1. 招集の場所 明和町議会議場
1. 開 会 9月14日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番	山内	理	2番	西岡	厚
3番	中井	啓悟	5番	上田	清
6番	阪井	勇男	7番	乾	健郎
8番	江	京子	9番	伊豆	千夜子
10番	北岡	泰	11番	樋口	文隆
12番	奥山	幸洋	13番	松本	忍
14番	綿民	和子	15番	辻井	成人

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松本 章 西尾 仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	西岡 恵三	総 務 課 長	西田 一成
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	北岡 和成
人権生活環境課長	世古口和也	福祉保健課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	田中 一夫	長寿健康課長	小池 弘紀
農工商課長(兼)農業委員会事務局長	堀 真	まち整備課長	沼田 昌久
上下水道課長	菅野 亮	斎宮跡・文化観光課長	西口 和良
教育総務課長	西口 竜嘉	こども課長	世古口哲哉

文化財保存活用監 中野 敦夫 人権啓発推進監 中瀬 行久
土地利用調整監 松本 雅之 監査委員 西村 和久
教育委員長 竹本留美子

1. 会議録署名議員

12番 奥山 幸洋 13番 松本 忍

1. 提出議案

同意第2号 教育委員会委員の任命同意について
議案第50号 菊狭間環境整備施設組合の解散に関する協議について
議案第51号 菊狭間環境整備施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
議案第52号 いつきのみや歴史体験館条例の一部を改正する条例
議案第53号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例
議案第54号 明和町手数料条例の一部を改正する条例
議案第55号 平成26年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第56号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第2号）
議案第57号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）
議案第58号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第59号 平成27年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第60号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第61号 平成27年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）
認定第1号 平成26年度明和町一般会計歳入歳出決算認定
認定第2号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第3号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
認定第4号 平成26年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定

- 認定第5号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第6号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第7号 平成26年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
認定第8号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
認定第9号 平成26年度明和町水道事業決算認定

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 同意第2号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第3 議案第50号 菊狭間環境整備施設組合の解散に関する協議について
- 日程第4 議案第51号 菊狭間環境整備施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第5 議案第52号 いつきのみや歴史体験館条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第53号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第54号 明和町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第55号 平成26年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第9 議案第56号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第57号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第58号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第59号 平成27年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第60号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第14 議案第61号 平成27年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 認定第1号 平成26年度明和町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 認定第2号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 認定第3号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 認定第4号 平成26年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 認定第5号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 認定第6号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第21 認定第7号 平成26年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第22 認定第8号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第23 認定第9号 平成26年度明和町水道事業決算認定

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成27年第3回明和町議会定例会第6日目の会議を開きます。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いをいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名します。

12番 奥山 幸洋 議員

13番 松本 忍 議員

の両名を指名します。

◎同意第2号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第2 同意第2号 教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求め
す。

町長。

○町長（中井 幸充） 改めまして、おはようございます。

ただいま上程されました、同意第2号 教育委員会委員の任命同意につきま
して、その提案理由の説明を申し上げます。

この度、水門洋子氏の教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに作野郁子氏
を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法
律第4条の規定により、ここに議会の同意をお願いするものでございます。

作野氏は、齋宮小学校、明和中学校を卒業後、県立津高等学校に進学し、東
京大学文学部に入学されました。昭和60年3月に卒業後、岡三証券株式会社国
際部を経て、名古屋大学大学院で国際開発関係の研究に関わり、その後、平成
5年から20年間、三重県内の高等学校で英語教諭として勤務され、平成25年2
月に退職をされています。

作野氏は、優れた見識と経験を有され、人格も高潔な方であり、また地元
貢献していきたいという熱意をお持ちであることから、教育委員会委員として
適任でありますので、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） これから、同意第2号 教育委員会委員の任命同意につ
いてを採決します。

同意第2号は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。

○議長（辻井 成人） ただ今、同意が可決されました作野郁子さまがお見えになっております。

ご挨拶をいただくため暫時、休憩します。

（午前 9時 02分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時 04分）

◎議案第50号・51号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第3～4、お諮りします。

日程第3 議案第50号及び日程第4 議案第51号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第3 議案第50号 菊狭間環境整備施設組合の解散に関する協議について

日程第4 議案第51号 菊狭間環境整備施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

を一括上程し、議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求め
す。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま一括上程されました、議案第50号及び議案第51
号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第50号 菊狭間環境整備施設組合の解散に関する協議につきましては、
菊狭間環境整備施設組合で収集しているリサイクル品の業務を、玉城町が
業務委託することにより、両町での業務バランス、運用管理等で不均衡となり、
効率的な業務運営が難しくなることから、菊狭間環境整備施設組合を平成28年
3月31日をもって解散することになったため、次に、議案第51号 菊狭間環境
整備施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議につきましては、解散に伴う
財産の処分について、それぞれ関係地方公共団体と協議する必要性が生じたため、
地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございま
す。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、
お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めま
す。

人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） それでは、議案第50号 菊狭間環境整備
施設組合の解散に関する協議について、議案第51号 菊狭間環境整備施設組合
の解散に伴う財産処分に関する協議につきまして、詳細説明を申し上げます。

菊狭間環境整備施設組合の解散に関する協議につきましては、町長の提案理
由にもございましたように、平成28年3月31日をもって解散することになった
わけでございますけれども、解散にあたりまして、関係地方公共団体の協議が必
要でございまして、議会の議決をもって議決とさせていただくものでございま

す。

解散に至る経過等につきましては、全員協議会等でもご説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきたいと思えます。

また、議案第51号の財産処分に関する協議につきましては、解散によりまして、当該組合の財産を処分するものでございまして、財産の処分につきましても、関係地方公共団体の協議が必要でございまして、議会の議決をもって、議決とさせていただくものでございます。

財産の帰属先につきましては、議案書の4ページをお願いしたいと思います。車両につきましては、塵芥収集車、玉城町に3台、明和町に4台、低床トラック、玉城町に1台、明和町に2台。ダンプ式軽トラック、玉城町・明和町に各1台、乗用車につきましては、明和町にということで、事務机等の備品につきましては、ご覧の数量を玉城町・明和町それぞれに帰属するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（辻井 成人） 一括上程しました議案の詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

まず、議案第50号 菊狭間環境整備施設組合の解散に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第50号の質疑を終わります。

続きまして、議案第51号 菊狭間環境整備施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第51号の質疑を終わります。

以上で、一括上程した議案の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にしたうえで、討論されるようお願いいたします。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから一括上程した議案の採決を行います。

まず議案第50号 菊狭間環境整備施設組合の解散に関する協議についてを採決します。

議案第50号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第51号 菊狭間環境整備施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを採決します。

議案第51号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

以上で一括上程した議案の採決を終わります。

◎議案第47号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第5 議案第52号 いつきのみや歴史体験館条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第52号 いつきのみや歴史体験館条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、この度完成する「さいくう平安の杜」の円滑な管理と、有効な利活用を図るため所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（西口 和良） 失礼いたします。

それでは、いつきのみや歴史体験館条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

この度の改正につきましては、今回、完成をいたします復元建物3棟を含む、さいくう平安の杜を、いつきのみや歴史体験館の付帯施設として位置づけ、当分の間、町が直営で管理運営を行うため、関係する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容を説明させていただきます。

議会資料の14-1-1をご覧くださいと思います。

条例の新旧対照表でございます。左が改正後でございます。まず、第2条の施設の名称および1の規定でございますが、第2項に新らしく、第4項といたしまして、名称 さいくう平安の杜、位置 明和町大字斎宮2800番地を加え、さいくう平安の杜をいつきのみや歴史体験館の付帯施設として、位置づけをいたします。

次に、14-1-2をご覧ください。

第11条で、料金の規定に、第4項といたしまして、第2条第2項第4号に規定するさいくう平安の杜の使用にかかる料金は別表に定めるとおりとする。を加えます。これは復元建物等の使用に際し、料金を徴収し、さいくう平安の杜の施設の維持管理費に充てるための規定でございます。

使用料につきましては、議案書の7ページに別表を付けさせていただいています。復元建物の使用料、それから、平安の杜全体の使用料でございます。内容はご覧のとおりでございます。

それから、資料に戻っていただきまして、14-1-3をご覧ください。

先ほどの使用料の徴収に際しまして、減免規定を設けるため、12条の次に新たに料金の減免第13条、指定管理者は公益上必要があると認められるときは料金を減額し、または免除することができるを追加いたします。

続きまして、附則の説明をいたします。

資料は14-1-4をご覧ください。

第1項は条例の施行期日で、この条例は公布の日から施行し、三重県と明和町とのさいくう平安の杜に関する協定書が締結された日から適用するとしており、さいくう平安の杜の完成後、施設の引き渡しを受け、協定書が結ばれる日からの施行といたします。

第2項は、さいくう平安の杜の管理に関する特例でございまして、さいくう平安の杜の管理に関しては、当分の間、町が直営で管理することから、指定管理に関する第4条から第6条までの規定は適用しないとします。また、7条か

ら10条まで、12条から15条までの規定中、指定管理者とあるのは町長とし、さ
いくう平安の杜の管理については、指定管理者を町長と読み替えて管理を行っ
ていくということといたしております。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） 10番 北岡。お伺いをいたします。13条の指定管理者は公
益上必要と認められる場合は料金を減額するというふうな条例があります。附則
のほうで、指定管理者が決まるまでは町長とするというふうに読み変えるとい
う話なんです、町の条例で本来、町長のほうが指定管理者よりも上位になる
と思うんですが、町長及び指定管理者はということで、町のほうが権限が上と
いうふうにしたほうがいいのではないかなというふうに思うんですが、お教え
いただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（西口 和良） 失礼をいたします。この条例につつま
しては、基本は指定管理者に管理をさせる、管理を指定するということござ
いまして、元々ですね、指定管理者は町長が指名するものでございますので、
条例には書いてございませんが、町長が上とおかしいんですけど、委託先とな
りますので、この条例につつましては、指定管理者が管理をする、代表になっ
ておるんですけど、それを今回はさいくう平安の杜については、町長とする
というふうな読み替えで規定をさせていただきましたので、よろしくお願いい
たします。

○議長（辻井 成人）

10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） すいません。どちらが上位なんでしょうかと私は思います。
別表の料金表の中にですね、今までよく見てなかったもので、申し訳ないんで

すけど、備考の第8番で、一番最後の4番目にですね、その他町長が特別の理由があると認めた場合ということで減免というふうに書いてあるんですけども、こんなことをうたう前にですね、町がいうたら、そのようになるというふうに、僕はするほうが普通ではないかなと思うんですけど、町長の権限のほうで、僕は上やと思いますので、この条例はおかしいんじゃないかというふうに思います、いかがですか。

○議長（辻井 成人） 齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（西口 和良） 内容につきましては、元々町長が指定管理者を示すということからきておりますので、上位につきましては町長が上位となります。

それから、附則につきましては、これは他の条例とも基本にしながらですね、こういう規定の仕方をやっておるんですけど、最終的には幅もたせまして、町長の最後の認めた場合という形での表記となっております。以上です。

○議長（辻井 成人）

10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） すいません。町長にお伺いいたします。これはどうなんでしょう。ほかの条例にも関わるということで、ほかの条例まだ読み込んでおりませんが、私は町長のほうが上にくるんやないかと思っておりますけれども、お伺いします

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（中井 幸充） おっしゃるとおり最終的な責任は町にあるというふうに理解をします。ただしですね、今回そのように指定管理者という形の中で、そのように表現をさせていただきましたが、条例の規定並びに規則、規定がこれでいいのかどうかということにつきましては、再度、法律的な部分もございしますので、研究をさせていただいて、今回はこれで一応お認めをいただく中で、もし訂正等が必要であれば、また12月定例議会の中で、再度お願いを申し上げたいと思いますので、いずれにしましても、今回、この9月26日の竣工式、あ

るいは10月24日の平安の杜の県のほうのイベントがですね、終了次第、協定を結ぶなかで、移行していくということですので、12月までは空白期間になってしまいますので、とりあえずという形の中ですね、今回、この条例よろしくお願ひしたいと、そのように思ひます。

○議長（辻井 成人） 12番 奥山議員。

○12番（奥山 幸洋） 私もこのところ同じことをちょっと思ひておひまして、指定管理を指定する時に、町長が指定されるわけですので、権限は町長にあると思ひますので、このところは先ほど町長はご答弁いただいたような形で、検討していただきたいと思ひます。

それともう1点ですね、ちょっとこれは資料的なことなんですけども、7ページなんですけど、表のまん中に東脇殿とござひます。この入場料等を徴収しない営利目的、下に入場料を徴収する営利目的と書いてあるんですけど、これは両方とも営利目的でよろしいんでしょうか。この辺のところ、よろしくお願ひします。

○議長（辻井 成人） 齋宮跡文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（西口 和良） 7ページの表でござひます。東脇殿につきましては、あずまや的な施設となっておりますので、普段は自由に出入りをしていただける、休憩所的にも出入りをしていただくように考えています。

ただですね、その中で営利を目的として、何か興行的なことを行ひていただく場合は、料金を徴収させていただくというふうな規定で整理をさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 奥山議員。

○12番（奥山 幸洋） ということは、上段にはですね、営利目的でない、下段は営利目的と縦わけされておるわけですね。そういう考え方で先ほどの説明でよろしいでしょうか。もう一度だけお願ひします。

○議長（辻井 成人） 齋宮跡文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（西口 和良） 失礼します。表の表記の仕方ござひ

ます。ここにつきましては、すべて営利目的ということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） よろしいですか。

他にございませんか。

7番 乾議員。

○7番（乾 健郎） 先ほどの北岡議員の関連になるかと思うんですけど、附則でこのように書いてもろてありますと、何か問題が出た場合に、第2条の2項に、体験館に、次の付帯施設を置くという、本条のさいくう平安の杜施設になると思いますので、その辺の解釈はそういう解釈でよろしいんですか。

○議長（辻井 成人） 齋宮跡文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（西口 和良） 失礼します。

このさいくう平安の杜につきましては、当分の間、町直営で行うということで、この体験館条例には、体験館のほかにも10分の1とか、休憩所とか、いろいろな施設がございます。ですので、今までの施設については、指定管理者でございますが、平安の杜につきましてはですね、当分の間、町のほうで責任をもって行うということで、読み替え規定を指定管理者、町長というふうに規定をさせていただきましたので、その点よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 7番 乾議員。

○7番（乾 健郎） 言われてみえることはわかるんですけど、何か問題が起きた場合の時は、本条のほうに優先してくるじゃないかと思うんですけど、その辺の解釈はどういうように考えてみえるんか、教えてください。

○議長（辻井 成人） 齋宮跡文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（西口 和良） 失礼します。このいつきのみや体験館も含めて、すべて最終的には町のほうで委託先というか、指定管理先になりますので、町のほうの責任となるというふうに考えていただいていたいいと思いますので、平安の杜につきましては、当分の間は直接町で、指定管理につきましては、管理はしていただくんですけども、最終的に何かあった時には、町のほう

の責任というふうになるというふうには。

○議長（辻井 成人） 課長、もうちょっと丁寧というよりか、はっきり言うてもらえませんか。聞いておるほうがちょっとわかりにくいと思う、町長。

○町長（中井 幸充） お手元の資料の14-1-1に、指定管理を行う、いわゆる今回の平安の杜というのは、いつきの歴史体験館の附属施設というふうな考え方で、今、捉えています。したがって、4番目の項目に、さいくう平安の杜ということで、位置づけをさせていただきました。

ところが、歴史体験館はすべて指定管理ということで、おくっていくという形になっていますが、今回その平安の杜の10分の10の復元建物だけはですね、少し維持管理、含めてですね、いろんな状況が考えられますので、いきなり何ていうんですか、一括してですね、財団に、指定管理者に預けていくということについては、少しちょっと不安な面とか、いろいろ研究する面がありますので、今回その平安の杜だけを外すという格好の中で、整理をさせていただいたと。

条例上は、先ほど来る、お話がありますけども、それを明確化するために、附則のほうであえて切り離して、町が管理するんやよという、そういう表現にさせてもらったということですので、その点よろしくお願ひしたいと思います。最終的な責任は管理者にいくんじゃなしに、管理者が管理している、いろんなここでいう残りの体験館、そういったものも含めて、最終的には町が責任を持つという形になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 乾議員。

○7番（乾 健郎） 町長さん言われるんは、ようわかるんですけども、先ほどの北岡議員のどっちが上になるかという問題になってくる時に、この問題、この本条と附則の立場からいくと、3カ月の間だけかもしれませんけど、改正されなかったら、上位の本条のほうが上で解釈されても仕方ないんじゃないかと思うんですけどということをお聞きしとるわけです。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（中井 幸充） 本来の議論は、これを分けたらどうねというところから、実は始まっているんですけど、というのは、あれだけの建物ですので、これはしっかりと町が責任を持たなあかんやないかという話の中でですね、条例上、新たに設置条例を設けてという形なんですけれども、ご案内のように斎宮跡の周辺というのは一体的なものでありますので、やはり今まである体験館を中心という形なんですけど、もし何かあった時に、本条例に戻るということはありません。やっぱり附則できちとうたってある以上は、附則も有効になるわけですので、附則を無視して本条例に戻るということはありませんので、附則でうたってある部分というのはきちっと有効になってくるというふうに解釈していますので、その点は大丈夫だというふうに思っています。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第52号 いつきのみや歴史体験館条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第6 議案第53号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第53号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、半島振興法の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税の特例措置について所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（北岡 和成） 失礼します。

それでは、議案第53号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を行います。

議会資料の3-1をおめくりください。

新旧対照表でございます。本件は半島振興法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、固定資産税の特例措置の対象業種に、新たに2つの業種が追加されたことに伴う改正でございます。

第1条では、改正前の対象業種につきまして、半島振興対策実施区域内において、製造の事業または旅館業の用に寄与する設備を、認定産業振興促進計画に記載された計画区域内において当該認定産業振興促進計画に定めた、次に掲げる事業のように寄与する施設または設備と改めるもので、1号の製造の事業と5号の旅館業は、従前からの業種でございまして、新たな業種を規定する号としましては、2号で有線放送、ソフトウェア業、情報処理提供サービス業またはインターネット部類サービス業に属する事業。

3号で前項に規定する業種以外の業種に属する事業者が、情報通信の技術を利用する方法により行う商品または役務に関する情報の提供に関する事業、その他総務省で定める事業。

4号で、当該半島振興対策実施地域において、精査された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造・加工もしくは調理したものを店舗において、主に当該半島振興対策実施地域以外の地域などに販売することを目的とする事業、これらをそれぞれ追加するものでございます。

2条につきましては、平成27年3月31日を平成29年3月31日と改め、ページめくっていただきまして、1ページの括弧内は、資本金の制限を行う業者は、前条第1項1号の製造業と、5号の旅館業に限定する旨の改正でございます。

なお、附則で施行期日は公布日から施行するとし、改正規定は27年4月1日から適用することといたしております。

以上、説明を終わります。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第53号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(辻井 成人) 起立全員です。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第7 議案第54号 明和町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第54号 明和町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法の施行に伴い、通知カード等の再交付の手数料について、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のう

え、認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西田 一成） それでは、議案第54号 明和町手数料条例の一部改正につきまして、詳細説明を申し上げます。

この条例は町が徴収する事務手数料について、定めているもので、その名称及び金額を別表に定めております。この度、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、すべての個人に対して12桁の個人番号が付番されますが、その個人番号をお知らせする通知カードが、10月から順次郵送されることとなります。

また、本人確認書類として活用できる個人番号カードは、平成28年1月からは希望者に交付されることとなります。この2つのカードにつきまして、初回の交付手数料は無料でございますが、紛失、破損等により再交付をする場合には手数料を徴収させていただくため、この再交付手数料について、条例の別表に追加するものでございます。

また、平成28年1月から住民基本台帳カードの新規交付が廃止されることから、住民基本台帳カードの交付手数料の規定を削除するものでございます。

議案書の12ページをご覧くださいと思います。

第1条は、平成27年10月5日からの施行予定のものでございますが、上が改正前、下が改正後になります。まず21番の身分に関する証明から、以下を繰り下げまして、21番に通知カードの再交付1件につき500円を新たに規定するものでございます。

それから、第2条は平成28年1月1日からの施行予定でございます。まず、20番の住民基本台帳カードの交付1件につき500円を削除いたしまして、そして、通知カードの再交付1件につき500円を20番に繰上りまして、21番に、個人番号カードの再交付1件につき800円を新たに規定をするものでございます。

附則につきましては、先に申し上げましたとおり、施行年月日を定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第54号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第54号 明和町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第54号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第8 議案第55号 平成26年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第55号 平成26年度明和町水道事業会計末処分利益剰余金の処分について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成26年度の水道事業決算において、収益が費用を上回り利益剰余金が生じたため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を経た後、減債基金と建設改良積立金に積み立てをするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。

議案第55号 平成26年度明和町水道事業会計末処分利益剰余金の処分について、詳細説明を申し上げます。平成26年度の水道事業決算の結果、収益的収支において2億3,983万2,107円の純利益が発生し、この利益分につきまして未処分利益剰余金として決算報告を行っております。

今期決算では多額の利益剰余金が発生いたしましたが、これは給水収益等による経常的な収入に加え、前受け金として流動負債の中にストックしておりました、給水加入金等をこの度、会計基準の見直しにより収益的収入に再計上したため、この分で、約2億2,700万円が帳簿上の利益となったものでございます。

実質的な利益としましては、1,280万円ほどでございます。

当該未処分利益剰余金につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決をいただいたあと、起債償還に充当する減債積立金及び建

設改良の財源に充当する建設改良積立金に2分の1ずつ積み立てを行うもの
あります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第55号の
質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わ
ります。

これから、議案第55号 平成26年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の
処分についてを採決いたします。

議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号から議案第61号の一括上程

○議長（辻井 成人） 日程第9から14、お諮りします。

日程第9 議案第56号から、日程第14 議案第61号を一括上程し、議題とし
たいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第9 議案第56号 平成27年度明和町一般会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第57号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算
(第2号)

日程第11 議案第58号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

日程第12 議案第59号 平成27年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算
(第1号)

日程第13 議案第60号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算
(第2号)

日程第14 議案第61号 平成27年度明和町水道事業会計補正予算(第1号)

を一括上程し議題とします。

議案の朗読をさせます。

(職員朗読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求め
ます。

町長。

○町長(中井 幸充) ただいま一括上程されました、議案第56号から議案第61
号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第56号 平成27年度明和町一般会計補正予算(第2号)につつま
しては、総額で1億1,460万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものとしたしまして、総務費では、企画費でふるさと納税にかか
る報償費、公共施設整備にかかる工事請負費、災害対策費で木造住宅耐震補強
工事補助、防犯対策費で防犯灯設置助成、自治振興費で集会所等建設事業補助、
戸籍住民基本台帳費でマイナンバー法の施行に伴う通知カード・個人番号カー

ド関連事務交付金をそれぞれ追加補正でお願いしています。

民生費では、保育施設管理費でささふえ保育所にかかる施設等修繕料を、追加補正でお願いしています。

衛生費では、保健衛生総務費で全国国保地域医療学会への参加経費、母子衛生費で日本公衆衛生学会への参加経費を、それぞれ追加補正でお願いしています。

農林水産業費では、農業振興費で水田集積事業助成、農地費で排水機揚導水路法面等改修工事費外を、それぞれ追加補正でお願いしています。

土木費では、下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金の減額補正をお願いしています。補助事業費の確定によるものでございます。

教育費では、小中学校施設管理費と幼稚園施設管理費で、施設等修繕料、小学校情報教育施設管理費で備品購入費、社会教育総務費で臨時職員賃金、公民館費で備品購入費を、それぞれ追加補正でお願いしています。

諸支出金では、一般財政調整基金費で一般財政調整基金積立金を追加補正でお願いしています。

これに対して歳入では、主な財源といたしまして、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、町債をそれぞれ計上しています。

次に、議案第57号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、史跡の公有化事業で建物補償に係る事業費の組替え、歴史的風致維持向上計画推進費で、事業進捗に係る事業費の組替え、体験学習施設等管理費で、さいくう平安の杜の管理に係る経費、日本遺産活用推進費で同協議会交付金の追加補正が主なものでございます。

次に、議案第58号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、特定健康診査等事業費で、重症化予防教室事業にかかる経費の追加補正が主なものでございます。

次に、議案第59号 平成27年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、宮川流域関連公共下水道事業の補助事業費の確定に伴

う、施設建設事業費の追加補正が主なものでございます。

次に、議案第60号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、一般管理費で前年度事業費の精算による、国・県返還金と一般会計繰出金の追加補正が主なものでございます。

次に、議案第61号 平成27年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、公共下水道事業に伴う水道管移設箇所の確定による委託料と、工事請負費の追加補正でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第56号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

まず、議案第56号につきまして、黄色の表紙、予算に関する説明書の9ページ、歳出、第2款・総務費からお願いをいたします。

総務課長。

○総務課長（西田 一成） 1目・一般管理費は72万4,000円の財源振替をお願いしております。一般財源を国県支出金に振り替えるものでございます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 続きまして、7目・企画費でございます。4,495万4,000円の増額をお願いするものでございます。右側のページ、8節・報償費、ふるさと納税謝礼は2,500万円の増額で、当初予算で2,000件、1,000万円についてお認めいただいておりますが、4月から7月の4カ月で、年間見込みを上回る見込みとなったため、5,000件、2,500万円の謝礼についての補正をお願いするものでございます。

続きまして、12節・役務費でございます。182万3,000円の増額で、郵送料82万3,000円はふるさと寄付5,000件分の受領書等の送付と、郵貯振込用送料等になります。ふるさと寄付手数料でございます。これにつきましては100万円の増額で、フレジ、ヤフー等カード決済の手数料で5,000万円の2%について、補正をお願いするものでございます。

続きまして、公共施設整備事業の12節・役務費でございます。13万1,000円の増額となっております。後ほど説明いたします区画内道路の工事にあわせて、近い将来に建設を予定する庁舎用の水道管をあらかじめ、引き込むための予算をお願いするものでございまして、水道設計審査等の手数料2,000円、それと20mmの水道加入金12万9,000円の費用となっております。

15節・工事請負費は1,800万円となります。これにつきましては、全員協議会でもご説明申し上げました区画内道路、幅員9m、延長130mの道路工事費と水道管の引込み工事費となっております。

続きまして、9目の災害対策費でございます。136万5,000円の増額をお願いするものでございまして、19節・負担金補助及び交付金は136万5,000円の増額で、当初木造住宅耐震補強工事補助については、1件分をお認めいただいておりますが、もう1件分が年度内で完成することとなったことから、追加1件分136万5,000円についての増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 続きまして、10目・防犯対策費、19節・負担金補助及び交付金の40万円は、自治会管理の防犯灯について、LED化への取替えにかかる助成金で、当初で125灯分お認めいただいておりますけども、あと10自治会、40灯分を追加でお願いしたいと考えております。

11目・自治振興費で、19節・負担金補助及び交付金の50万円は、中海自治会の集会所のバリアフリー改修補助で、主にトイレの改修、床の段差解消等でございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 税務課長。

○税務課長（北岡 和成） 2目の修繕対策費で300万円の追加でございます。

23節・償還金及び割引料は町税の過誤納等返還金で、住民税の還付申告などに伴いまして、不足額が生じることから増額をお願いしております。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 続きまして、項3・戸籍住民基本台帳費、

1目・戸籍住民基本台帳費、9節の旅費の5万7,000円は、マイナンバー関連で10月に通知カードが、地方公共団体情報システム機構のほうから、各住民さんに送付されるわけでございますけども、その住所等のデータを機構まで、直接持ち込むこととされておりまして、2名分の旅費でございます。

続きまして、19節・負担金補助及び交付金の801万7,000円は、地方公共団体情報システム機構への交付金でございまして、通知カードの送付、個人番号カードの申請受付、作成、発行等は、機構が行いますが、その経費に充てるための交付金でございます。なお、これは国のほうから10分の10、補助金として町へ交付されます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 2目・各種統計調査費は57万円増額をお願いするものでございます。1節・各種統計調査員報酬、国勢調査の報酬決定に伴いまして、既決予算から差し引きし、9万7,000円を減額するものでございます。

3節・職員手当等も同様に、国勢調査にかかる職員時間外手当で、36万3,000円の増額となります。

11節・需用費は、需用費、消耗品費は14万1,000円の増額で、国勢調査員84名、指導員12名の詳細を消耗品等の購入費用となっております。

12節・役務費は1万円で、調査用の郵送料となります。

13節・委託料は15万3,000円で、特別養護老人ホーム、有料老人施設に入居

されている方の国勢調査につきまして、施設に調査を委託する費用となります。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 7目の保健福祉センター費で13万6,000円の増額をお願いしています。11節・需用費の補正です。保健福祉センターの1階和室のエアコンの修理と消防用設備点検の結果、屋内消火栓設備の水漏れと自家発電設備の外箱の雨漏り等の修繕の費用をお願いするものでございます。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 2項・児童福祉費、3目・保育施設管理費で右のページ、11節・需用費で120万2,000円を計上しております。内訳は施設等修繕料でなりひら保育所のブランコの釣り金具の磨耗による付け替え2台分、4箇所9万4,000円、ささふえ保育所ゼロ歳児室のサッシの窓の取替え、110万8,000円でございます。

現状でございますが、アルミサッシの真ん中の支柱、帆立てともいうようなんですが、歪みが生じておりまして、窓が閉まりにくく、また閉めても隙間ができる状態となっております。原因は建物の歪みが支柱に影響を及ぼしたと考えられ、部分的な修繕では対応できず、窓全体を取替え支柱の補強も行うものでございます。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 1目の保健衛生総務費で14万9,000円の増額をお願いしています。10月2日、3日に埼玉県の大宮市で行われます全国国保地域医療学会に、おとな元気教室の活動発表を、保健師2名で行います。その参加経費でございます。9節の旅費11万1,000円、19節・負担金補助及び交付金で参加負担金として3万8,000円でございます。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 5目・衛生費で16万6,000円の追加補正をお願いしています。今回の追加補正は、平成27年11月4日から6日までの間、ラ

イフステージにあわせた健康づくりをめざしてを、メインテーマに長崎市で開催されます第74回日本公衆衛生学会総会において、当町の保健師2名が明和町の3歳児健康審査受診時の父子と母子の歯科保健行動とテーマで、研究発表を行うこととなったため、それに関連する費用をお願いしております。

9節・旅費で13万1,000円をお願いしています。これは長崎市までの往復の旅費と2泊分の宿泊費です。

14ページになりますが、11節・需用費、消耗品費で1万9,000円は、これも第74回日本公衆衛生学会参加費と賞録集の購入費用です。

19節・負担金補助及び交付金で1万6,000円お願いしています。これは日本公衆衛生学会の会員への登録負担金となります。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 続きまして、13ページの6款・農林水産業費からご説明させていただきます。3目・農業振興費で、19節・負補交で水田集積事業助成金836万円の補正をお願いしております。水田集積事業は認定農業者に農地を貸し出した場合、新規で2万円の助成を実施しておりまして、認定農業者に対する農地集積率は、平成25年34.6%であったものが、平成25年度には37.9%と向上しております。新たに認定農業者になられた法人、また大規模に面積を拡大した個人認定者がございまして、不足の836万円を補正をお願いさせていただくものでございます。

5目・農地費で466万5,000円の追加をお願いしております。

12節・役務費で排水機揚の地元管理に伴う作業時の損害保険料1万6,000円をお願いしております。損保会社の合併に伴いまして、保険の再構築をし計算したところ、1万6,000円の不足が生じたため補正をお願いさせていただくところでございます。

15節・工事請負費で360万円の補正をお願いしております。当初予算にて当排水路の保守のため請負工事費240万円をお認めしていただいておりますが、三重県に県単の要望をしていたところ採択となりました。2年ないし3年をか

けて全体の770mの完成を考えておりましたが、県単の採択を受けたことにより、全体を当該年度に完成させたく、本年不足分の360万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、19節・負担金補助及び交付金でございます。櫛田川、祓川沿岸土地改良区に対しまして、国の補助金である農業基盤整備促進事業で揚水機の改修が計画されております。事業費300万円に対しまして、国55%、残りを按分ということの中で、67万5,000円を補正をお願いさせていただくものでございます。

続きまして、齋宮池地域おこし推進協議会の補助といたしまして、37万4,000円を計上させていただいております。三重県の水環境整備事業で、26年、27年にかけて整備されました齋宮池、齋宮調整池の本堤の下につくられておりますトイレ、8月より県より町に移管されたことによりまして、この施設を管理するということの中で、齋宮池地域おこし推進協議会を立ち上げ、維持管理を委託することとなりました。この維持管理費につきまして、37万4,000円を計上させていただいております。

以上でございます

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 8款、4項、3目・下水道費で405万円の減額をお願いしています。28節・繰出金の減額で、宮川流域関連公共下水道事業の補助事業費の確定によるものでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 10款・教育費、1項・教育総務費の4目・給食運営費の11節・需用費で、給食用の消耗品90万円の増額をお願いしています。

これは配膳台などに使用する消毒液や、調理時に使うゴム手袋などの消耗品の在庫が不足してきましたことから、購入を行うためのものです。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 15ページ、16ページをお願いいたします。

左のページの上部でございますが、2項・小学校費、1目・学校管理費は、全体で181万6,000円の増額です。内訳は、右のページの説明の欄の上から順に説明をさせていただきます。

小学校施設管理費は全体で127万円、内訳は、11節・需用費の施設等修繕料で92万円でございます。これは修正小学校の遊具1基、タッチパネルというものでございますが、その撤去に7万9,000円、大淀小学校の複合遊具、リングジムに滑り台がついたものでございますが、撤去に7万9,000円と、その入れ換えのためのジャングルジムの設置、これは滑り台はございませんが59万5,000円。

それから、同じく大淀小学校1階手洗いの天井材落下修繕に16万7,000円で、あわせて92万円となります。天井材の修繕につきましては、児童が常時使用する場所でございますので、既設予算で対応いたしましたので、その補てん分としてお願いを申し上げます。

それから、18節・備品購入費で35万円、これは上御糸小学校の印刷機の買替えの費用でございます。平成19年に印刷機を購入しておりますが、原稿が勝手に縮小がかかったり、紙詰まりや時々停止をしたりする状況で、応急措置をしながら使用しておりますが、部品が廃盤で完全に修理することができなく、また使用頻度も高いため、購入をお願いするものでございます。

小学校情報教育施設管理費は全体で54万6,000円、内訳でございますが、11節・需用費、備品等修繕料で6万4,000円、これは21年度購入の斎宮小学校の教師用パソコン1台の修繕料で、電源が入らなくなったため、基盤の取替えを行うものでございます。

18節・備品購入費、施設備品購入は48万2,000円、これは下御糸小学校の電子黒板を購入するものでございます。現在の電子黒板は平成21年度に購入しておりますが、モニター部分の中央に、幅5cmの帯状の縦線が入る状況で、メーカーにおいても原因不明とのことでございました。当初、モニター部分だけの

取替えを考えましたが、新たに購入する費用の半額程度、高価でございましたので、今後の本体部分の修繕が発生しないとも限りませんので、今回、新たに購入をお願いいたします。

続きまして、3項・中学校費、1目・学校管理費、28万6,000円の増額でございます。右のページ、中学校施設管理費で11節・需用費、施設等修繕料で28万6,000円、内訳でございますが、校長室の吊り下げ式エアコンがきかなくなり、メーカーともども調査いたしましたところ、管でガス漏れが生じておりますので、その配管取替えとガスの入れ替え等に要する修繕費で20万2,000円、それから3階教室のサッシの雨漏りの修繕で8万4,000円でございます。

4項・幼稚園費、1目・施設管理費は20万1,000円の増額です。右のページでございます、幼稚園施設管理費、11節・需用費、施設等修繕料で20万2,000円、内訳でございますが、旭ヶ丘幼稚園のジャングルジムの撤去、双葉幼稚園のジャングルジムとベンチ代わりに使用しています、固定式ブランコの合計3基の撤去に要する費用でございます。なお、今回、補正をお願いいたしております遊具等の撤去は、5月から6月に実施をしました点検の結果によるものでございます。

続きまして、5項・社会教育費、1目・社会教育総務費78万2,000円の増額です。右のページ、社会教育総務費の7節・賃金78万2,000円でございます。これは10月からの臨時職員1名分の賃金で、現在、生涯学習係の業務は係長1名で対応しておりますが、これからイベントが増えてき、特に成人式の準備に時間を要するところでございます。

業務といたしましては、体育協会に委託をしている部分もありますが、イベントのサポートや相談などで、外出することも多々あり、その間の業務の対応と日々の事務の処理に1名の臨時職員の賃金をお願いするものでございます。

2目・社会教育費では、2万4,000円の増額でございます。右のページ、教育集会所事業、12節・役務費で2万4,000円でございますが、内訳は浄化槽等清掃手数料で9,000円、これは勝見第二教育集会所の簡易トイレの取水フロー

ト不良により、引き換え分の汲み取りが必要となったことによるものでございます。

また、傷害保険料1万5,000円は、小学生の集い事業への参加者が、当初の想定より13人増え、今後の増えてくる分、5人分を見込みまして、傷害保険料の掛け金1人800円の18人分をお願いするものでございます。掛け金につきましては既存予算から事業開始前に支払いを済ませておりますので、その補てん分として計上いたしております。

最後に、3目・公民館費では30万円の増額でございます。右のページ、公民館費、18節・備品購入費で30万円ですが、これは中央公民館のコピー機の買替えに要する費用でございます。メーカーに修理をお願いしましたが、10年以上前の製品であり、部品の製造も終了しており、修理不能とのことでございました。現在は、応急的に中古部品で稼働させておりますが、コピーに汚れが入る状況でございますので、購入のお願いをするものでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 次の17、18ページをお願いいたします。

3目・一般財政調整基金費で4,080万円の追加補正をお願いしております。一般財政調整基金へ積み立てるものでございます。

○議長（辻井 成人） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、5ページ、歳入をお願いします。

人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） それでは、5ページをお願いします。

款13・使用料及び手数料、項2・手数料で1目・総務手数料、2節・住民基本台帳手数料9万円の増額でございますが、先ほど手数料条例の一部改正をお認めいただきましたんですが、通知カードの再交付、個人番号カードの再交付にかかる手数料でございまして、それぞれ通知カードは100件5万円、個人番号カード50件4万円の歳入を見込んでおります。

次に、款14・国庫支出金、項2・国庫補助金、5目・総務費国庫補助金、1節・総務費国庫補助金874万1,000円は、個人番号カード交付事務にかかる補助金でございます。先ほど歳入のほうでも説明いたしましたんですが、地方公共団体情報システム機構への交付金にかかる補助金801万7,000円と、今後、役場窓口での個人番号カード交付事務等にかかります時間外等の事務費補助金71万4,000円ございまして、その合計が874万1,000円でございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 続きまして、15款・県支出金、2項・県補助金でございます。4目・農林水産業費補助金といたしまして、175万円をお願いさせていただいております。こちら先ほど歳出でお願いさせていただきました、県単事業500万円の35%相当額175万円でございます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 1目・総務費委託金は57万円の増額となります。

3節・統計調査費委託金は57万円の増で、歳出でご説明いたしました国勢調査にかかる費用の委託金となります。

続きまして、1目・総務費寄附金が5,000万円の増額をお願いしております。

3節・総務費寄附金は5,000万円の増で、ふるさと寄附金となっております。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 18款の繰入金、1目・介護保険特別会計繰入金で1,343万4,000円の増額をお願いしております。前年度の介護保険特別会計への繰出金の精算による繰入金でございます。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 2目・雑入、1節・雑入のうち雑入で11万2,000円のご説明をさせていただきます。これはコピー等の使用料の追加をお願いするものでございます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○**防災企画課長（中谷 英樹）** 区画内道路工事負担金は800万円で、公共施設整備事業用地内の区画内道路の整備につきましては、町施設とJA多気郡が供用することとなるため、供用道路の設計費及び工事費用の2分の1を負担していただくことになりました。その工事負担金となります。

○**議長（辻井 成人）** 福祉保健課長。

○**福祉保健課長（下村 由美子）** 8ページです。日本公衆衛生学会総会保険者等支援交付金は、三重県国民健康保険団体連合会から交付されるもので、10万円の追加補正をお願いしております。

○**議長（辻井 成人）** 長寿健康課長。

○**長寿健康課長（小池 弘紀）** 社会福祉協議会等各種事業委託返還金3,000円は、前年度の軽度生活援助事業の精算による返還金でございます。

次に、全国国保地域医療学会保険者等支援交付金10万円は、全国国保医療地域学会での事例発表に対する、三重県の国保連合会からの交付金でございます。

○**議長（辻井 成人）** 総務課長。

○**総務課長（北岡 和成）** 款21・町債で、総務債で3,170万円の追加補正をしております。これは限度額の確定によるものでございます。

○**議長（辻井 成人）** 続きまして、議案書の19ページ、第2表・地方債補正をお願いします。

総務課長。

○**総務課長（北岡 和成）** それでは、第2表・地方債補正の詳細説明を申し上げます。

変更でございます。起債の目的は臨時財政対策債でございます。補正前の限度額が3億4,270万円、補正後が3,744万円でございます。起債の方法、利率及び償還方法に変更はありません。失礼しました。3億7,440万円でございます。すいません。

○**議長（辻井 成人）** 以上で、議案第56号の詳細説明を終わります。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

こちらの時計で35分まで。

（午前 10時 20分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 35分）

◎議案第57号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第57号の説明を、歳入歳出合わせてお願いたします。

斎宮跡文化観光課長。

○斎宮跡文化観光課長（西口 和良） 失礼します。

それでは、斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。

まず、歳出からご説明いたします。

予算書は7ページ、8ページをご覧いただきたいと思います。

まず1款・総務費、2目・保存活用費で、補正額は29万円の増でございます。この目の主な内容は、土地公有化事業の事業費の組替えと、啓発事業の増でございます。

8 ページの土地公有化事業で、13節・委託料で32万3,000円の減額でございます。内訳といたしまして、土地鑑定業務委託料で19万8,000円の追加、建物補償調査委託料で52万1,000円の減額、これはそれぞれ精算に伴うものでございます。

次に、17節・公有財産購入費で3,587万7,000円を減額、また次の22節・補償補てん及び賠償金で3,620万円を追加をいたします。これは土地公有化のための建物補償費、さいくう平安の杜東側の建物の移転補償でございますが、これにつきまして、当初、頭出しで計上いたしておりましたが、建物調査により補助額が確定したことから、史跡土地買上費を減額いたしまして、補償費に組替えをさせていただくものでございます。

次に、啓発事業で29万円の増額をお願いいたします。

この主なものは、本年11月22日に、斎宮復元建物会場に開催される、百人一首カルタ名人クイーン戦、挑戦者決定戦への開催地としての支援として、当初、三重県カルタ協会への補助ということで、予算化をいたしておりましたが、関係団体との検討・調査の結果、団体への補助という形ではなく、当大会を誘致した町で、会場設営関係経費分を負担するという事となったため、補助金を関係科目へ振り分けるものでございます。

まず、11節・需用費20万円は消耗品費で、試合会場、これ正殿になります。正殿の壁に取り付ける防音シートでございます。

それから、12節・役務費4万円、通信・運搬費で3万円、これは試合状況をインターネットでライブ中継を行うためのインターネット光回線設置費用でございます。ライブ中継会場はいつき茶屋で行う予定でございます。

また、手数料1万円は、会場に設置する簡易トイレの汲み取り料でございます。

次に、14節・使用料及び賃借料15万円は、試合に使用する畳の借上料と簡易トイレの借上料でございます。

次に、19節・負担金補助及び交付金で10万円の減額、内訳といたしまして、

まずさいくう平安の杜、映像制作負担金20万円の増額、これはカルタ大会とは別件ではございますが、さいくう平安の杜の今後の啓発に利用するという
ことで、県が行います復元建物3棟の建築記録等を収めたPRビデオ制作を
行いますが、それに町も協力するという形での負担金でございます。

そして、その下、三重県カルタ協会補助で30万円の減額をお願いいたして
おります。先ほどの振り分けにかかる減でございます。

次に、7ページで3目・体験学習施設等管理費で補正額は250万6,000円
でございます。この主な内容は、このたび完成するさいくう平安の杜の維持管
理に関する予算の追加でございます。当施設は当分の間、町が直営で暫定的
に管理運営を行いますが、予算はそれぞれ5カ月分の頭出しの予算というこ
とで、計上させていただいております。

資料14-1-5に管理費の一覧表を用意させていただいておりますので、
あわせて参考にご覧いただきたいと思っております。

予算書の8ページ、4節・共済費3,000円は、施設管理員の労災保険料で
ございます。

次に、7節・賃金93万円は、施設管理員の賃金で、月30日の5カ月分
でございます。

11節・需用費で34万3,000円、内訳といたしまして、消耗品費10万円は維持
管理用の消耗品、光熱水費24万3,000円は施設の照明や空調にかかる電気料と
庭園管理のための水道料でございます。

次に、12節・役務費4万円は、トイレ汲み取りの手数料でございます。

13節・委託料119万円は、庭園管理委託、施設清掃委託、夜間警備委託、照
合電気委託料でございます。

続きまして、4目、7ページ、歴史的風致維持向上計画推進費で補正額49万
5,000円でございます。この主な内容は、事業費の組替えと備品購入となっ
ております。

8ページをご覧ください。

13節・委託料で1,500万円の減額、また15節・工事請負費で1,500万円の増額、これは社会資本整備総合計画交付金事業で委託料のはらいど広場の測量設計等業務で出た入札差金を、工事請負費に組替えまして、来年度、実施予定の事業を前倒しという形で行うための予算の組替措置でございます。

次に、18節・備品購入費で49万5,000円の増額をお願いしております。今年5月に、松阪市の株式会社アジア・ワールド・コーポレーションさんから寄付をいただきました10万円を活用いたしまして、施設活用に関する備品購入を行う予定でございます。

次に、7ページ5目の日本遺産活用推進費で、補正額390万7,000円でございます。主な内容は、日本遺産推進にかかる交付金の追加でございます。

19節・負担金補助及び交付金で370万9,000円の増額、これは10月24日に県が中心になって行われる、さいくう平安の杜完成記念イベントにおいて、日本遺産活用推進事業の一環といたしまして、日本遺産推進活用協議会が共催して行う事業への交付金でございます。事業の予算内訳は資料の14-1-6のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

歳出は以上でございます。

次に、歳入をお願いいたします。

予算書は5ページ、6ページをご覧ください。

まず、4款・繰越金で、1目・繰越金690万円、前年度繰越金でございます。

次に、5款・寄附金、1目・社会教育費寄附金10万円、1節の斎宮跡管理寄附金で10万円、歳出で説明をさせていただきました、株式会社アジア・ワールド・コーポレーションさんからの寄付金でございます。

以上で、斎宮跡保存事業特別会計補正予算の詳細説明とさせていただきます。

よろしく願いします。

○議長（辻井 成人） 以上で、議案第57号の詳細説明を終わります。

◎議案第58号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第58号の説明を、歳入歳出合わせてお願いします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） それでは、国保特別会計の補正予算について、説明させていただきます。

歳出から説明をさせていただきます。

国保の7、8ページをご覧ください。

7款の保健事業費、1目の特定健康診査等事業費で27万4,000円の増額をお願いしております。重症化予防教室、糖尿病にならないための教室にかかるもので、全員協議会等で説明させていただきましたが、レセプト分析により糖尿病の患者が多くいるため、昨年度の特定検診の結果、ヘモグロビンA1Cが6.0から6.4%の保健指導レベルの人を対象に、重症化予防教室を行う費用でございます。

8節・報償費15万円は、臨時保健師等の謝金及び講師謝金でございます。

11節の需用費3万4,000円は、事務用品費及び食材料費でございます。

12節・役務費4万5,000円は、対象者への参加案内への郵送料です。

13節・委託料4万5,000円は、採血検査への委託料になります。

次に、9款・諸支出金、3目・償還金で843万9,000円の増額をお願いしております。

23節・償還金利子及び割引料の補正で、前年度の退職医療交付金の精算により返還金でございます。

次に、歳入ですが、戻っていただきまして、5、6ページをお願いいたします。

4款・国庫支出金、1目・財政調整交付金で27万4,000円の増額をお願いしております。歳出で説明しました重症化予防教室の交付金でございます。

次に、11款・繰越金、1目・繰越金で843万9,000円の増額をお願いしております。前年度の繰越金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 以上で、議案第58号の詳細の説明を終わります。

◎議案第59号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第59号の説明を、歳入歳出並びに議案書の29ページ、第2表・地方債補正を合わせてお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。

それでは予算書の7ページ、8ページをご覧いただきたいと思います。

歳出のほうから説明させていただきます。

1款、1項、2目・施設建設事業費で1,325万円の追加をお願いしております。内訳でございますが、13節・委託料で441万3,000円の減額で、これは入札差金によるものでございます。

15節・工事請負費で1,200万円の増ですが、これは社会資本整備交付金の事業費確定により工事の追加を行うものでございます。工事内容といたしましては、本年度、管路工事実施箇所舗装復旧工事を予定しております。

それから、22節・補償補てん及び賠償金で566万3,000円の増額でございます。宮川流域関連公共下水道事業の実施設計に伴い、水道管移設工事の必要箇所が増加したことによるものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページ、6ページをご覧ください。

3款、1項、1目・公共事業費国庫補助金で310万円の減額をお願いします。これは社会資本整備総合交付金の補助対象基準に見直しがありまして、末端管

渠工事が一部対象外になったことによるものでございます。

次に、5款、1項、1目・一般会計繰入金で405万円の減額でございます。起債対象事業費の増によりまして、繰入金を減少するものでございます。

続いて、8款、1項、1目・公共下水道事業債で2,040万円の追加をお願いしております。補助対象基準見直しによる国庫補助金減少分の補てんと、対象事業費の増加に対する分、あわせまして2,040万円の追加補正でございます。

続きまして、議案書の29ページをお願いいたします。

第2表・地方債補正でございます。起債の目的は、公共下水道事業、限度額が補正前が1億8,970万円、補正後2億1,010万円でございます。利率、償還方法につきましては、変更ございませんので、よろしくをお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 以上で、議案第59号の詳細説明を終わります。

◎議案第60号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第60号の説明を、歳入歳出合わせてお願いします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 介護保健特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

歳出から説明させていただきます。

介護の7、8ページをご覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費で1,394万2,000円の増額をお願いしております。

23節・償還金利子及び割引料の補正で、前年度の介護給付費及び地域支援事業の精算に伴う国、県への返還金でございます。

3款・地域支援事業費、1項・介護予防事業費の補正は財源振替でございます。

す。

2 項・包括的支援事業任意業の補正も、財源振替でございます。

5 款・諸支出金、2 項・繰出金、1 目・一般会計繰出金1,343万4,000円の増額をお願いしております。

28節・繰出金で、前年度の介護給付費、地域支援事業、事務費の町負担金の精算によるもので、一般会計へ返還する分でございます。

次に、歳入ですが、戻っていただきまして、介護の5、6ページをご覧ください。

2 款・国庫支出金、2 項・国庫補助金、2 目・地域支援事業交付金、介護予防事業で8万2,000円の増額。

3 目・地域支援事業交付金、包括的支援事業、任意事業で111万4,000円の増額をお願いしております。前年度の地域支援事業交付金の精算による国庫補助金の追加交付金でございます。

3 款・支払基金交付金、1 項・支払基金交付金、2 目・地域支援事業支払交付金で249万8,000円の増額をお願いしております。前年度の地域支援事業交付金の精算による社会保険診療報酬支払基金からの追加交付金でございます。

4 款・県支出金、2 項・県補助金、1 目・地域支援事業交付金、介護予防事業で4万円の増額。2 目・地域支援事業交付金、包括的支援事業、任意事業で55万6,000円の増額をお願いしております。前年度の地域支援事業の精算による追加補助金でございます。

7 款・繰越金、1 項・繰越金、1 目・繰越金で2,073万8,000円の増額をお願いしております。前年度の繰越金でございます。

8 款・諸収入、3 項・雑入、3 目・雑入で234万8,000円の増額をお願いしております。前年度に社会福祉協議会に委託しました介護予防事業地域支援事業、任意事業及び地域包括支援センター出向職員の人件費の精算に伴う社協からの返還金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 以上で、議案第60号の詳細説明を終わります。

◎議案第61号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第61号の説明を、収入、支出合わせてお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 水道事業会計補正予算の説明をさせていただきます。

資本的支出から説明いたします。

予算書企の3、企の4、議案書33ページの第3条をご覧ください。

資本的支出の1款、1項、1目・建設改良費で1,103万4,000円の追加をお願いします。内訳は16節・委託料で244万5,000円、20節・工事請負費で858万9,000円の増額でございます。委託料は県の宮川流域下水道事業の縦坑工事实施に伴う水道管移設工事の設計委託分及び町実施の宮川流域関連公共下水道事業の水道管移設工事箇所が増加に伴う追加補正でございます。

工事請負費につきましては、同じく町の宮川流域関連公共下水道事業における水道管移設工事箇所が増加に伴うものでございます。

この財源につきましては、宮川流域下水道事業主体の三重県及び町の公共下水道事業特別会計より、施設の減耗分を除く全額を負担いただきます。

次に、資本的収入でございます。

予算書企の1、企の2、議案書は同じく33ページの第3条をご覧ください。

1款、4項、1目、1節・工事負担金で773万2,000円の増額でございます。水道管移設工事に対する、三重県及び町公共下水道事業特別会計からの工事負担金でございます。

なお、補正収入額が、補正支出額に対しまして不足する額につきましては、

過年度分損益勘定留保資金を充当するものいたします。

企の5の補正予定キャッシュフロー計算書の説明については、省略をさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は9月18日に行うことにします。

◎認定第1号から認定第9号の一括上程

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第15 認定第1号から日程第23 認定第9号を一括上程し、議題としたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第15 認定第1号 平成26年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

日程第16 認定第2号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第17 認定第3号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

日程第18 認定第4号 平成26年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第19 認定第5号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第20 認定第6号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定

日程第21 認定第7号 平成26年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認
定

日程第22 認定第8号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定

日程第23 認定第9号 平成26年度明和町水道事業決算認定

を一括上程し議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求め
ます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま一括上程されました、認定第1号から認定第9
号まで、平成26年度明和町一般会計歳入歳出決算認定のほか、7つの特別会計
歳入歳出決算認定及び水道事業会計決算認定につきまして、地方自治法並びに
地方公営企業法の規定に基づき、7月15日から7日間の日程で審査を受けまし
た関係書類を、監査委員の意見書とともに提出させていただきましたので、そ
の概要につきまして、説明を申し上げます。

平成26年度の各会計の決算につきましては、第5次総合計画に掲げる「歴
史・文化と自然が輝き、快適でこころ豊かな「和」のまち明和」を目指し、防
災対策、教育施策、産業振興、史跡斎宮跡整備の推進、福祉・生活環境施策、
行財政改革の6つ項目を重点的に推進しました。

まず、平成26年度の決算額の概要でございますが、一般会計の決算規模は、
歳入総額89億1,017万3,000円、歳出総額85億5,791万8,000円で、歳入歳出差引
額は3億5,225万5,000円の黒字となりました。

また、特別会計の決算規模は、斎宮跡保存事業特別会計ほか6つの特別会計

を合わせまして、歳入総額66億6,361万3,000円、歳出総額64億1,495万6,000円で、歳入歳出差引額は2億4,865万7,000円となり、いずれの会計も黒字でありました。

水道事業会計の決算報告では、収益的収入及び支出で水道事業収益が7億4,070万9,591円、事業費用が4億9,760万6,036円となりました。

また、資本的収入及び支出では、資本的収入が8,807万9,120円で、資本的支出が2億4,812万3,690円となりました。資本的収入と資本的支出の赤字は、過年度分損益勘定留保資金と減債積立金で補てんしています。

それでは、平成26年度に実施しました主な施策・事業につきまして、重点分野を中心に実績や成果を申し上げます。

防災対策では、南海トラフ特別措置法に基づく、南海トラフ地震津波避難特別強化地域に指定されたことを受け作成した、明和町津波避難対策緊急事業計画が、平成27年3月18日に内閣総理大臣の同意をいただき、明和町津波避難計画を策定するとともに、自助・共助・公助の視点をもって、明和町地域防災計画震災対策編の修正にも取り組みました。

災害協定では、三重県伊勢LPガス協議会と災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書を締結するとともに、明和の里に設置しました福祉避難所の備蓄倉庫に簡易トイレやパテーション等の備蓄資機材を整備しました。このほか、地域防災懇談会を引き続き実施するとともに、上御糸小学校をメイン会場とした総合防災訓練、町職員を対象とした図上訓練等を実施し、安全・安心のまちづくりへ体制整備を行いました。

教育施設では、平成25年度から推進してきました、みょうじょうこども園の園舎の建設をはじめ、全面道路や駐車場の整備等を行いました。今後は明和町における就学前の子育て世帯を支援する拠点施設として活用を図っていきたいと思います。

放課後児童対策では上御糸小学校の放課後児童クラブを利用する児童が増加し、施設が手狭になったため、クラブ室を増設しました。

I C T関係では昨年度、齋宮小学校と明和中学校で実施をしましたパソコン教室の機器老朽化に伴う入れ換えを、引き続き残りの5つの小学校で実施し、明和中学校と大淀小学校の校舎の建て替えを検討するため、建物の耐力度調査を実施しました。

基盤整備事業は、宮川用水のパイプライン化が未着手となっていた上村線、明星2号線及び中村池線の事業採択を受けることができ、また、下御糸漁港においては機能強化のための消波ブロックの設置を終え、機能保全事業により護岸等の補修工事を行いました。

商工業振興対策では10月19日に産業展を開催し、地元の商工業の紹介、農業経営安定化事業では、前年度に引き続き成年就労給付金及び水田集積事業等を実施し、担い手対策に取り組みました。

観光振興では、明和町観光P Rの一躍を担っているマスコットキャラクターめい姫のテーマソング、ニューめい姫ドリームを製作し、作詩は一般公募し作曲を明和町出身の作曲家、長岡成貢さんに依頼しました。また、めい姫がより一層幅広い活動ができるよう、2体目の着ぐるみも製作をいたしました。

その他、スマートフォンやタブレットを使って、観光情報発信や観光案内を提供する観光アプリ、カザスシティの導入や大淀ふれあいキャンプ場では、バンガローや管理棟の塗装改修などを行い、来訪者が気持ちよく施設を利用できるよう環境整備に努めました。

史跡齋宮跡では、明和町歴史的風致維持向上計画に掲げる事業を推進するため、社会資本整備総合交付金事業を活用し、各種事業の実施に取り組みました。齋宮跡への電車利用者等の受け入れ対策として、齋宮駅の北側への改札口の設置、休憩所と観光案内所を兼ねあわせた史跡公園、うち休憩所を建設、来訪者が史跡内の回遊ルートを安全に散策できるよう、歩道の整備や各施設への誘導案内標識も設置しました。

その他、伊勢街道沿いの建物の状況把握を行い、今後の活用につなげていくため、中町、勝見、上野地内で歴史的建造物調査を行いました。また、長年の

懸案事項である斎宮跡地内の排水対策として、笹笛川からエンマ川までの幹線排水路の本体工事に着手しました。

社会福祉対策では、平成26年4月から消費税が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担の影響に配慮し、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給しました。また、児童福祉対策においても、子育て世帯への影響を緩和するとともに、少子の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金を支給、障害者福祉対策では、昨年引き続き障害者グループホーム建設にかかる助成を行い、現在、町内で2箇所のグループホームを整備。

歯科保健では、明和町歯と口腔の健康づくり条例に基づき、町民の歯と口腔の健康づくりを円滑に推進するため、協議会を設置し、歯とお口の健康まつりを開催。

健康づくり事業では、高齢者給付世帯や一人親世帯が増えている中、地域のつながりを大切にしながら、健康づくりの輪を広げることを目的として、各地区でおとな元気教室を実施、また介護予防や介護度の悪化を防ぐため、はつらつ教室やえんがわお元気教室を実施するとともに、認知症予防対策では、新たに脳の健康教室を実施。

成人病予防対策としては、引き続き特定健康診査や健康体操教室、健康ウォークなど各種事業を実施しました。

生活に直結した安全・安心のための幹線道路整備は、社会資本整備総合交付金事業により、坂本前野線と本郷勝見第2線の改良工事等を実施。

また、狭あい道路整備等促進事業では、山大淀と平尾地内の2路線で拡幅工事を完了しました。

地籍調査事業では、有彌中3調査区の一筆地調査などを実施し、事業進捗を図りました。

ごみの減量化では、生ごみ処理機やコンポスト容器の助成のほか、減量化講習会を実施するとともに、空き缶ゼロ運動や大淀海岸クリーンアップ大作戦な

ど、町民の皆さんと行政が協働で取り組む環境美化運動を推進し、新エネルギーの普及では、防犯灯のLED化に取り組み、引き続き住宅用太陽光発電などの導入支援を行いました。

交通安全対策は、悲惨な交通事故を防ぐため、警察などの関係機関やとまと一ず等の団体と連携して、保育所や幼稚園、小学校などでの交通安全指導を推進しました。

公共水域の水質改善と生活環境整備の推進を図るため、平成20年度から事業実施をしてきた農業集落排水事業は、上御糸・下御糸地区において、平成26年度の舗装、復旧工事が完成し、これをもって事業を終了しました。さらに宮川流域関連公共下水道事業は、平成26年5月に事業認可を取得し、基本設計及び詳細設計を行いました。平成27年度より管路工事に着手します。

広域行政では、中心市宣言を行った松阪市と明和町、多気町、大台町の1市3町が、松阪地域定住自立圏の形成することで合意し、定住自立圏の形成に関する協定を締結しました。今後は、松阪地域定住自立圏構成ビジョンに基づき、地域の活性化と発展を図るため、互いの連携を図っていくこととしております。

ふるさと納税では6月以降随時見直しを行い、カード決済やコンビニ決済などを開始するとともに、特産品の品数を増やしてきたことにより、全国各地の皆さまからご寄付をいただけるようになりました。

また、第5次総合計画の後期基本計画を策定するため、町内に在住する20歳以上の人の中から、無作為に抽出した2,000人に対して、無記名による総合計画町民アンケートを実施しました。

町税収入については、前年に比較して約1.6%の財源を確保することができました。また、収納率の向上対策は、滞納処分、口座振替の推進、夜間納税窓口の実施などに努めました。

なお、各会計の決算状況は、地方自治法施行令第166条第2項の規定による書類の実質収支に関する調書のとおり、歳出の削減に努めたことにより、すべての会計において黒字決算することができました。

詳細につきましては、一般会計歳入歳出決算のほか、7つの特別会計歳入歳出決算は会計管理者から、また、水道事業決算は上下水道課長から説明いたします。よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりました。

◎決算概要のについて

○議長（辻井 成人） 決算の概要について、一般会計、各特別会計、その他は会計管理者に、水道事業会計は、上下水道課長に説明を求めます。

まず、会計管理者、お願いします。

○会計管理者（田中 一夫） 失礼いたします。

それでは、平成26年度一般会計及び7つの特別会計の概要につきまして、簡略にご説明いたしますので、悪しからずご了解いただきたいと思います。

初めに、お手元に提出いたしております書類の確認をさせていただきます。

平成26年度明和町一般会計、特別会計歳入歳出決算書、平成26年度歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関する調書、主要施策の成果及び実績報告書の4冊でございます。

なお、ただいまから説明いたします資料は、平成26年度明和町一般会計、特別会計歳入歳出決算書及び平成26年度歳入歳出事項別明細書及び実施収支に関する調書の2冊でご説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、平成26年度明和町一般会計、特別会計歳入歳出決算書に基づき、各会計別に決算の概要をご説明申し上げます。

まず、明和町一般会計ですが、ページをめくっていただきまして、ピンクの用紙の次のページから順次ご説明をいたします。

それでは、4ページをお願いいたします。

4ページの一番下の歳入合計収入済額は89億1,017万2,932円、2枚めくって

いただきまして8ページです。同じく一番下の歳出合計支出済額は85億5,791万8,243円です。歳入歳出の差引額は、別冊、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の一般会計の93ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書の3、歳入歳出差引額3億5,225万4,689円、この額から翌年度へ繰り越すべき財源3,605万7,000円を差し引いた実質収支額は、3億1,619万7,689円の残額となりました。なお、翌年度へ繰り越すべき事業は、民生費の社会保障・税番号制度関係等の事業でございます。

引き続き、歳入歳出決算書に戻っていただきまして、2ページ、歳入歳出決算書、歳入のほうから順次説明を申し上げます。第1款・町税、収入済額25億1,104万3,315円で、予算現額に対し1億5,272万7,315円の増、収納率は前年度より0.22ポイント上がりまして85.25%でした。また、不納欠損額1億4,949万846円、収入済額2億8,486万9,316円であります。

第2款・地方剰余税、収入済額1億1,195万9,000円、前年度より14.09%の減です。

第3款・利子割交付金、収入済額651万3,000円、前年度より20.49%の減です。

第4款・配当割交付金、収入済額2,280万1,000円、前年度より85.25%の増です。

第5款・株式等譲渡所得割交付金、収入済額1,305万8,000円、前年度より36.69%の減です。

第6款・地方消費税交付金、収入済額2億3,243万円、前年度より23.95%の増です。

第7款・ゴルフ場利用税交付金、収入済額557万822円、前年度より6.16%の減です。

第8款・自動車取得税交付金、収入済額1,739万7,000円、前年度より49%の減です。

第9款・地方特例交付金、収入済額1,674万6,000円、前年度より8.41%の

減です。

第10款・地方交付税、収入済額19億2,980万4,000円、前年度より2.84%の減です。

第11款・交通安全対策特例交付金、収入済額301万3,000円、前年度より1.07%の増です。

第12款・分担金及び負担金、収入済額1億1,851万3,669円、前年度より5.68%の増です。収入済額171万9,280円は、児童保育費負担金です。

第13款・使用料及び手数料、収入済額4,918万1,908円、前年度より3.22%の減です。収入済額414万8,981円は、住宅使用料です。

第14款・国庫支出金、収入済額8億3,895万2,401円、前年度より10.64%の減です。

第15款・県支出金、収入済額11億1,582万7,816円、前年度より93.84%の増です。

第16款・財産収入、収入済額1,268万3,152円、前年度より91.34%の減です。

第17款・寄附金、収入済額2,632万5,355円、前年度より1936.67%の増です。

第18款・繰入金、収入済額3億5,439万7,242円、前年度より51.95%の減です。

第19款・繰越金、収入済額7億7,626万3,823円、前年度より59.38%の増です。

第20款・諸収入、収入済額7,709万2,429円、前年度より71.13%の減です。収入未済額488万8,157円は貸付金元利収入です。

第21款・町債6億7,060万円、前年度より38.39%の減です。

以上、歳入合計収入済額は89億1,017万2,932円となり、予算現額91億8,562万1,000円に対して、97%の収入率となりました。

以上で、収入の説明を終わります。

引き続きまして、6ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書、歳出でございますが、詳細は平成26年度主要施策の成果及

び実績報告書等に記載しておりますので、各款の支出済額とその概要について、簡単にご説明を申し上げますので、ご了解いただきたいと存じます。

まず、第1款・議会費、支出済額9,361万7,081円、執行率は99.33%、不用額62万6,919円であります。

第2款・総務費、支出済額7億9,476万8,799円、執行率は93.42%、また翌年度繰越額4,260万円で、地域住民生活等支援交付金事業等であります。不用額1,341万4,201円であります。支出の主なものは庁舎等維持管理経費、自主運行バス事業、総合行政システム費、災害対策費、徴税費、戸籍住民基本台帳費などがございます。

第3款・民生費、支出済額25億6,608万9,481円、執行率は98.26%、また、翌年度繰越額1,268万8,000円で、社会保障・税番号制度です。不用額は3,274万2,519円です。支出の主なものは、心身障がい者医療助成事業、障がい者への支援、人権センター運営費、国保、介護保険、後期高齢者医療です。

第4款・衛生費、支出済額5億1,793万5,705円、執行率96.84%、また翌年度繰越額97万7,000円で社会保障・税番号制度です。不用額は1,594万1,295円です。支出の主なものは予防接種、健康診査事業、伊勢広域環境組合及び菊狭間環境整備施設組合負担金、水道事業会計への繰出金等であります。

第5款・労働費、支出済額9万6,978円、執行率は96.98%、不用額3,022円です。

第6款・農林水産費、支出済額4億5,527万4,499円、執行率は85.65%、また、翌年度繰越額5,920万円、この主なものは下御糸漁港水産物供給機能保全事業です。不用額は1,708万8,501円であります。支出の主なものは、水田集積助成事業ほか農業振興費、土地基盤整備事業、下御糸漁港の整備事業です。

第7款・商工費、支出済額5,972万6,444円、執行率は58.41%、また翌年度繰越額4,140万円で緊急経済対策事業です。町商工会及び町観光協会への補助金などあります。

第8款・土木費、支出済額8億8,416万4,054円、執行率95.63%です。また

翌年度繰越額2,743万7,000円、この主なものは社会資本総合整備交付金事業です。不用額1,298万5,946円であります。支出の主なものは社会資本総合整備事業、河川費、公園管理費、町営住宅管理運営費等であります。

第9款・消防費、支出済額3億3,734万9,512円、執行率は97.74%、不用額781万1,488円であります。支出の主なものは松阪地区広域消防組合負担金であります。

第10款・教育費、支出済額17億3,924万1,352円、執行率は84.03%、また、翌年度繰越額3億272万1,000円で、学校体育諸施設整備事業等です。不用額は2,773万1,648円であります。支出の主なものは小・中・幼・保の教育施設環境整備事業ほか義務的経費、斎宮跡特別会計への繰出金、ふるさと会館指定管理委託料です。

第11款・公債費、支出済額7億5,206万7,338円、執行率は99.84%、不用額120万3,662円です。支出の主な償還内容は元金6億4,192万4,565円、利子1億1,014万2,773円であります。

第12款・予備費、不用額として1,000万円であります。

第13款・諸支出金、支出済額3億5,758万7,000円、執行率は100%であります。支出の主なものは退職手当基金ほか11基金への積み立てであります。

以上、歳出合計支出済額85億5,791万8,243円で、予算現額91億8,562万1,000円に対して、93.17%の執行率、前年度と比較いたしまして5.59%の増となり、翌年度繰越金について4億8,702万3,000円、不用額として1億4,067万9,757円あります。

引き続きまして各特別会計の決算について、ご説明申し上げます。

まず、明和町斎宮跡保存事業特別会計の2ページをお願いいたします。

歳入合計収入済額は5億8,454万5,412円。

続きまして、4ページ、歳出合計支出済額は5億6,289万4,195円、執行率は88.85%です。また、翌年度繰越額5,281万3,000円で、歴史的風致維持向上計画推進事業です。不用額は1,783万2,805円です。歳入の主なものは国、県

補助金、一般会計からの繰入金。歳出の主なものは史跡土地買い上げ事業及び償還金であります。

次に、明和町国民健康保険特別会計の2ページをお願いいたします。

歳入合計収入済額は29億3,736万2,147円。

続きまして、4ページ、歳出合計支出済額は28億1,304万3,981円、執行率は97.48%、不用額は7,275万6,019円であります。

1ページの歳入の主なものは国庫支出金、療養給付費交付金、国民健康保険税です。保険税の収入済額は5億7,952万8,385円、収納率は78.19%で前年度より0.99%の増です。歳出は保険給付費の各療養給付費、高額医療費、後期高齢者支援費等が主なものであります。

次に、明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計の2ページをお願いいたします。

歳入合計収入済額は4,697万355円。

続きまして、4ページ、歳出合計支出済額は2,730万1,416円、執行率は99.28%、不用額19万8,584円であります。

2ページの歳入で、貸付金等償還収入の収入済額は1,667万5,098円、収納率は5.73%であり、前年度より1.98%の減です。歳出の主なものは償還金事業に対する元金・利子の償還金であります。

次に、明和町農業集落排水事業特別会計の2ページをお願いいたします。

歳入合計収入済額は3億359万8,798円。

続きまして4ページ、歳出合計支出済額2億9,803万3,539円、執行率は98.59%、不用額426万6,461円です。

2ページ、歳入の分担金及び負担金の収入済額は757万2,490円、使用料及び手数料の収入済額は58万7,700円です。歳出の主なものは管路建設工事費及び施設の維持管理費、償還元金、利子、基金への積み立て等であります。

次に、明和町公共下水道事業特別会計の2ページをお願いいたします。

歳入合計収入済額は2億7,425万4,657円。

続きまして4ページ、歳出合計支出済額は2億6,397万1,006円、執行率は98.19%、不用額486万8,994円です。

2ページ、歳入のうち分担金及び負担金の収入済額は216万5,000円、使用料及び手数料の収入済額は204万5,040円です。歳出の主なものは管路建設工事費及び償還元金、利子であります。

次に、明和町介護保険特別会計の2ページをお願いいたします。

歳入合計収入済額は20億8,609万5,023円。

続きまして、4ページ、歳出合計支出済額は20億2,654万3,089円、執行率は97.18%、翌年度繰越額268万1,000円は社会保障・税番号制度です。不用額5,605万5,911円です。

2ページ、歳入の主なものは保険料、国庫支出金、支払基金交付金で、保険料収入済額は3億8,723万1,781円、収納率は98.35%で、前年度より0.14%の減であります。歳出の主なものは介護サービス給付費であります。

次に、明和町後期高齢者医療特別会計の2ページをお願いいたします。

歳入合計収入済額は4億3,078万6,960円。

続きまして4ページ。歳出合計支出済額は4億2,316万8,869円、執行率は98.50%、また翌年度繰越額150万1,000円は社会保障・税番号制度です。不用額495万131円です。

2ページの歳入の主なものは保険料と一般会計からの繰入金で、保険料収入済額1億5,191万8,668円、収納率は98.65%で、前年度より0.57%の減です。歳出の主なものは療養給付費等であります。

以上で、平成26年度明和町一般会計及び各特別会計の概要の説明を終わらせていただきます。

なお、決算書に合わせて提出いたしました、主要施策の成果及び実績報告書、地方自治法施行令第166条第2項の規定による書類の説明は省略させていただきますので、ご了解いただきたいと存じます。よろしくご審議を賜り、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

続いて、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼いたします。

平成26年度明和町水道事業決算の説明をさせていただきます。

お手元の明和町水道事業決算書につきまして、1ページから11ページまでが決算書、12ページから29ページまでが決算付属書類、めくっていただきまして、30ページから34ページまでが決算参考資料となっております。このうち決算書を中心に説明をさせていただきます。

それでは決算書1ページ、2ページ、決算報告書をご覧ください。

この決算報告書の単位は円で、消費税を含んでおります。

収益的収入及び支出の収入の部です。

第1款・水道事業収益、決算額は2ページのほうになりますが、7億4,070万9,591円でございます。内訳は、第1項・営業収益が決算額3億5,670万8,800円で、予算額より181万2,800円の増となりました。給水収益の増が主な要因です。

第2項・営業外収益、決算額は3億8,400万791円で、予算額より1,325万4,791円の増となりました。給水加入金の増が主な要因です。

第3項・特別利益はありませんでした。

続きまして、支出の部でございます。

第1款・水道事業費用、決算額は4億9,760万6,036円です。内訳は、第1項・営業費用が決算額4億1,292万9,228円で、不用額が676万5,772円となりました。不用額の主なものは県水受水費、水質検査手数料、修繕料などご

ございます。

第2項・営業外費用、決算額は8,283万9,751円で、不用額が51万249円となりました。一時借入金の利息不用分でございます。

第3項・特別損失、決算額は183万7,057円で、不用額が100万4,943円です。過年度水道料金の不納欠損分等の残でございます。

第4項・予備費、決算額は0円でございます。

続きまして、3ページ、4ページ、資本的収入及び支出の収入の部につきまして、第1款・資本的収入です。決算額が4ページになりますが8,871万9,120円です。内訳は、第1項・企業債が決算額2,670万円で、予算額と同額です。

第2項・他会計補助金、決算額867万4000円で予算額と同額です。

第3項・出資金、決算額4,614万8,000円、予算額と同額です。

第4項・工事負担金、決算額が719万7,120円で、予算額より149万9,880円の減となりました。水道管移設工事の負担金の精算による減でございます。

第5項・雑収入は0円でございます。

次に、支出の部です。第1款・資本的支出、決算額は2億4,812万3,690円、内訳は、第1項・建設改良費の決算額が8,730万88円で、不用額が304万1,912円となりました。主な要因は工事請負費の差金でございます。

第2項・企業債償還金、決算額が1億6,082万3,602円で、不用額が4万398となりました。

なお、資本的収支の決算額で、収入に対する収入不足分1億5,940万4,570円は減債積立金の取り崩し、及び損益勘定留保資金より補てんをいたしました。

次に、5ページ、水道事業損益計算書を説明させていただきます。

この計算書は消費税は含まれておりません。

1 営業収益は合計が、真ん中の列になりますが3億3,105万4,757円。

2 営業費用は合計4億337万2,403円で、収益から費用を差し引きまして、

マイナスになりますので、右側の列になりますが、7,231万7,646円の営業損失となりました。

3 営業外収益は合計が3億6,881万8,979円。

4 営業外費用が合計5,483万9,751円で、差引が3億1,397万9,228円のプラスになります。これを営業損失と差引いたしまして、2億4,166万1,582円の経常利益となります。

非常に多額の経常利益となりますが、⑤の給水加入金によるもので、これまで貸借対照表において流動負債で計上していたものを、法改正によりまして営業外収益に再計上したことによるものでございます。

5 特別利益はございません。

6 特別損失は過年度損益修正損が9万4,698円、これは水道料金の減免です。その他特別損失が173万4,777円、こちらは賞与引当金相当分の金額を計上したもので、法改正に伴う移行処理によるものでございます。特別損失の合計182万9,475円を経常利益から差引いたしまして、2億3,983万2,107円が平成26年度の純利益となります。

次に、6ページ、水道事業貸借対照表を説明させていただきます。

資産の部、1・固定資産、有形固定資産合計が3列目になりますが、58億3,058万7,481円でございます。この有形固定資産明細は、決算附属書類24ページ、25ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。

2 流動資産合計は4列目ですが、7億2,437万2,640円、この内訳は現金預金、未収金、貯蔵品等でございます。この未収金の内訳は、30ページのほうに記載してございますので、後ほどご覧ください。

固定資産と流動資産の合計額が、資産合計で65億5,496万121円となります。

次に、負債の部でございます。固定負債の合計が20億7,322万4,894円、これ4列目でございます。この内訳は企業債で、こちら会計基準の見直しによりまして、これまでは借入資本金で計上しておりましたが、当該科目に移行いたしました。4・流動負債合計が、4列目ですが、2億5,108万2,149円、

内訳の主な内容は、未払金、未払消費税、その他、流動負債でございます。

続いて、7ページをご覧ください。

資本の部でございます。

資本金合計が16億2,764万5,291円、内訳は自己資本金です。なお借入資本金は先ほど申し上げましたように、固定負債のほうに移行しております。

5 剰余金合計が12億2,785万2,169円、内訳は資本剰余金と利益剰余金でございます。

この資本金合計と剰余金合計を合わせたものが、下から2段目になりますが、資本合計ということで、28億5,549万7,460円で、この資本合計と負債合計とあわせた額が65億5,496万121円となり、資産合計と一致をいたします。

次に、8ページ、キャッシュフロー計算書について、説明させていただきます。この計算書は法改正による会計基準の見直しによりまして、新たに作成が義務付けられたものでございまして、発生主義会計に基づき作成される損益計算書、貸借対照表と別に、現金の収入支出に関する経営状況を把握するために作成するものでございます。

内容は省略させていただきます。一番最下段の資金期末残高の金額6億3,936万1,418円は、6ページ貸借対照表の流動資産の現金預金と同額になります。

続きまして、9ページ剰余金計算書でございます。

この表は表中段の未処分利益剰余金処分後残高から、当年度の変動額を差引いたしまして、当年度末の残高というふうになっております。こちらちょっと内容が貸借対照表と重なりますので、省略をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書、案でございます。この利益剰余金の処分案につきましては、先ほど本議会において議決していただきましたので、議決内容に基づき減債積立金及び建設改良積立金への積み立てを行います。

以上が決算書でございます。

次に、決算附属書類の説明をいたします。

12ページの事業報告書をご覧ください。

平成26年度の主な工事は、大字斎宮有彌中地内における水道管移設工事、大字上野地内での本郷勝見第2線の道路改良工事にあわせた水道拡張工事を実施いたしました。また、昨年度に引き続き、計量法に基づいて設置後7年を経過した量水器の取り替えを行いました。

(1) 議会議決事項につきましては、当初予算、補正予算、平成25年度末処分利益剰余金の処分についての議決並びに決算認定をいただきました。

(2) (3) は表記のとおりでございます。

続きまして、13ページをご覧ください。

工事の施行状況でございます。

平成26年度は15件の工事を施工いたしました。金額はだいたい約7,500万円でございます。この内容につきましては、後ほどご覧をいただきたいと思います。

続きまして、14ページをご覧ください。

業務でございます。業務量、イの給水戸数8,552戸で、前年度比79戸、0.93%の増でございます。給水人口は2万3,110人で95人、0.41%の減でございます。

それから、給水契約につきましては、8,346件で104件の増加しております。消火栓設置状況につきましては2基増えて、721基となっております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

配水状況でございます。平成26年度の年間配水量は283万506立方メートルでございます。前年度より0.9%の減でございます。1日平均配水量は7,755立法メートルで0.9%の減でございます。有収水量は244万1,114立法メートルで、こちらも2.4%の減となっております。

下の表は水源地の電力及び塩素補充量でございます。後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、16ページ、17ページは、指定給水装置工事事業者の一覧でございます。平成27年3月31日現在で149業者が登録をされております。

次に、18、19ページご覧ください。

事業収入及び事業費に関する事項でございます。

主な項目のみ前年度との比較を説明いたします。

上段が消費税抜き、下段が消費税込みで、上段で説明させていただきます。

営業収益のうち給水収益は3億2,925万3,887円で、前年度より1,250万7,418円減少しております。

受託工事収益は、前年度より1,210万1,000円の減でございますが、こちらは25年度、こども園の配水管布設工事を行ってございましたので、それによる減となっております。

続きまして、営業外収益、長期前受金戻入が7,238万1,922円、純増でございます。こちらは会計基準の見直しによりまして、減価償却費が増額した分に対して、帳簿上の収入ということでございます。現金による収入ではございません。

給水加入金が2億9,246万740円で、こちらも純増でございます。こちらも何度か申し上げておりますが、流動負債の前受金から営業外収益に再計上したものでございます。

続きまして、19ページ営業費用のほうでございますが、営業費用のうち配水及び給水費が727万4,989円、649万7,902円の減となっております。こちらは25年度にシステムの改修等があったためでございます。

それから減価償却費は8,356万1,023円増えておりますが、こちらは会計基準の見直しにより償却の控除対象がなくなったため、大幅な増となりました。

営業外費用で消費税及び地方消費税が、こちらは1,741万8,200円の増となっております。これは営業外収益の給水加入金に対する消費税が要因でございます。

続きまして、20ページ、21ページ、こちら重要契約のほうは、工事請負契

約の中で、金額が高額なものを計上しております。

それから、2、下の表ですが、事業債及び一時借入金の概況は、借入金は2,670万円、償還が1億6,082万3,602円で、差引後の本年度末残高は22億3,743万208円となっております。

22ページ、23ページは、18、19ページの詳細でございますので、省略させていただきます。

続いて、24ページ、25ページ、固定資産明細書をお願いいたします。

有形固定資産は当年度の増加額が1億4,380万7,926円、当年度の減少額が2億5,858万2,066円でございます。年度末現在額が78億3,268万407円となっておりますが、減少額のほうがちょっと多いのですが、こちらはこの減少額のうち、構築物と機械及び装置に計上している金額につきましては、帳簿上、固定資産の中に残っておりまして、過去の除却資産をこの度の会計基準の見直しにあわせて、除却作業を行いましたことによるものでございます。

それから、減価償却累計額につきましては、年度末償却未済高が58億3,058万7,481円ということになっております。

続きまして、26ページから29ページまでは、企業債明細書でございます。昭和62年度から平成26年度までの借入金合計額は、28ページの下段になりますが、発行総額で35億9,480万円でございます。当年度の償還高合計は、29ページのほうでございますが、2億1,566万3,527円、未償還残高といたしまして22億3,742万308円となっております。

以上が、付属書類でございます。

30ページ以降は参考資料となります。30ページに未収金の内訳と年度別の水道料金の未収一覧、31ページ、32ページに固定資産一覧表、33ページは補てん財源残高調書でございます。最後に34ページに、過去3カ年の事業概要推移表を添付してございます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で、平成26年度明和町水道事業決算に関する説明を終わります。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） これで、決算の概要説明を終わります。

◎監査委員の補足説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、西村監査委員に意見書の補足説明を求めたいと思います。

西村代表監査委員、登壇願います。

（西村和久監査委員 登壇）

○監査委員（西村 和久） 失礼します。

監査委員の西村でございます。よろしくお願いいたします。

議長より指名をいただきましたので、平成26年度決算審査の補足説明をさせていただきます。

ただいま、上程されました平成26年度の一般会計及び特別会計、並びに水道事業会計についての審査意見書は、議案書に添付させていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

去る7月15日から7日間の日程で、松本監査委員とともに、平成26年度の一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算と、各基金の運用状況を審査してまいりました。

審査に当たっては、関係課長・監より決算状況や主な事業の成果について説明を受けた後、係長及び職員からの説明とともに、関係諸帳簿あるいは証拠書類等の照合を行いながら慎重に審査を実施いたしました。審査の結果は計数的に誤りなく処理されていることを認めましたので、ここにご報告をさせていただきます。

審査の中で、特に今後の行政運営に活かしていただきたい、また、留意すべきと思われる事項について、補足をさせていただきます。

まず、歳入面では、毎年、議員の皆様からも指摘がされております、町税、

保険料、貸付金及び使用料などの収納状況については、混迷する社会状況を考えると厳しくなっていますが、担当所管課はもちろんのこと、職員全体の問題として捉え、未収金解消を遂行し、その努力の結果が認められました。今後も継続して未収金の解消を願うものであります。

しかし、町税の収納状況は過年度滞納分を含めると収納率84.23%となっており、自主財源の確保が課題となっています。引き続き税負担の公平性、受益者負担の観点から納税納付に対する理解を求め、納税機会の拡充など、さらなる努力をお願いしたところでございます。

次に、歳出については、会計規則、会計法令に準拠し、支出されておりました。事務的な細かな指摘事項につきましては、各課長等をはじめ全職員に周知していただくよう申し入れをいたしました。特に予算計上の趣旨を十分に理解し、事務事業の内容を的確に把握し、効率・効果的な予算執行にあたられるよう、強く要請をいたしました。

歳入歳出全般的には、適切な財政運営に努められています。

平成26年度は 実質単年度収支は赤字でありました。また経常収支比率が84.9%という数字は、財政硬直化の姿を物語っております。今後の財政運営により一層努力をお願いするものであります。

また一方で、町債の累積額は特別会計を含めると、約133億5,300万円の残高となることから、後世への影響が懸念される所であり、事業の必要性等を十分に勘案し、その抑制に努めるようにも要請いたしました。

我が国は人口急減、超高齢化という大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特長をいかした、自立的で持続的な社会を創造できるよう、まち・ひと・しごと創生法が制定されました。

地方自治体はこれらの人口急減、超高齢化への対応に加え、大規模地震等の災害に万全の対策を講じ、地域住民が安全に、安心して暮らすことのできる豊かな地域社会を創造していかなければなりません。

このような中、今後の財政運営に求められることは、行財政改革の趣旨に

基づき、各事業を含めた施策の見直しと改善、また新規財源の確保、事務の簡素効率化、経費節減のための内部努力と職員の意識改革等であると考えます。

第5次総合計画の基本理念である「人と地域の活力の創造」をめざし、地域の活力を高める絆を育みながら、住民と行政の協働による本町の特徴を活かした独創的な活力あるまちづくりができるよう、健全財政の堅持になお一層の取り組みを望むところであります。

これからも、すべての町民が、この町に夢と希望を持ち続け、幸せを実感できるような「歴史・文化と自然が輝き、快適で心豊かな“和のまち明和”」をめざされることを要望し、補足説明といたします。

◎認定第1号の質疑

○議長（辻井 成人） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑につきましては、この後、特別委員会を設置のうえ、特別委員会に付託をし、詳細な審査をお願いする予定をしておりますので、各会計とも歳入歳出全般を対象に質疑をお願いします。

まず、認定第1号 平成26年度明和町一般会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで認定第1号の質疑を終わります。

◎認定第2号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第2号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで認定第2号の質疑を終わります。

◎認定第3号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第3号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで認定第3号の質疑を終わります。

◎認定第4号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第4号 平成26年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで認定第4号の質疑を終わります。

◎認定第5号の質疑

○議長(辻井 成人) 続きまして、認定第5号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで認定第5号の質疑を終わります。

◎認定第6号の質疑

○議長(辻井 成人) 続きまして、認定第6号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで認定第6号の質疑を終わります。

◎認定第7号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第7号 平成26年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで認定第7号の質疑を終わります。

◎認定第8号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第8号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで認定第8号の質疑を終わります。

◎認定第9号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第9号 平成26年度明和町水道事業

決算認定の質疑を行います。

質疑は収入支出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで認定第9号の質疑を終わります。

以上で、一括上程した議案の質疑を終わります。

◎決算認定の常任委員会付託

○議長(辻井 成人) お諮りします。

一括上程した各議案について、さらに詳細な審査を願うため、先日ご協議いただきましたように、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに決定しました。

○議長(辻井 成人) 委員名簿を配布する間、暫時休憩いたします。

(午後 0時 05分)

○議長(辻井 成人) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎決算特別委員会の委員の選任

○議長（辻井 成人） お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、先
日ご協議いただきましたものに基づき、委員会条例第6条第1項の規定によ
って、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり
選任することに決定しました。

名簿を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） ただいま決定しました、決算特別委員会の正副委員長の
選任につきましては、先日、全員協議会でご協議いただきましたとおり、慣
例によりまして、総務産業常任委員会の正副委員長を選任することに、ご異
議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員長に奥山幸洋議員、副委員長に山内理議員を選
任することに決定しました。

なお、決算特別委員会は9月15日、16日の、それぞれ9時から開催をいた
します。

なお、17日を予備日としておりますので、よろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（辻井 成人） これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 0時 09分）
